

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から46年12月まで

国民年金保険料の納付記録の照会の結果、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納付できない。

20歳になったら国民年金に加入するよう通知が来ると思っていたが、そのような通知が来なかったため、加入手続をしていなかったが、昭和48年1月の婚姻後、妻がそれまで厚生年金保険に加入していたこともあり、国民年金への切替手続を行った際に、私も国民年金の加入手続を行った。

その際、町役場の職員から、「当時の保険料額で納付できる期間もあるが、それ以外の期間は、現在の保険料額と同額の保険料を納付することで20歳から納付したことになる。」と言われ、私としては、20歳から納付した人と同じようにしておきたいと考え、多少割高ではあっても20歳まで遡って保険料を納付することにした。

納付した場所は、町役場か金融機関かはっきりとは覚えていないが、納付した金額は2万円か3万円くらいだったように記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月頃に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月27日に申立期間直後の47年1月から48年3月までの国民年金保険料を過年度納付したことが確認できる上、申立人及びその妻には、申立期間以外に未納期間は無いことから、国民年金加入後は、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人が過年度納付を行った昭和49年4月27日は、第2回特例納付によって遡って保険料納付が可能な期間であり、申立人の前後に国民年金

手帳記号番号の払出しを受けた者の特例納付の状況を見ると、町役場においては、積極的に特例納付を勧めていたとみられ、申立人の町役場の職員から、「当時の保険料額で納付できる期間もあるが、それ以外の期間は、現在の保険料額と同額の保険料を納付することで20歳から納付したことになる。」と言われたとする主張は、申立人が過年度納付をしたことが確認できる頃の第2回特例納付の制度に合致していることから、町役場職員は、申立人に過年度納付と特例納付を勧めたことがうかがえる上、申立人の記憶する保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。